

法務省政策評価懇談会（第67回）議事要旨

1. 日 時

令和4年7月21日（木）14:00～15:09

2. 場 所

オンライン開催

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

< 法務省出席者 >

法務事務次官	高 嶋 智 光
政策立案総括審議官	吉 川 崇
秘書課付	渡 辺 裕 也
官房付	藤 山 翔
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
国際課付	金 崎 哲 平
施設課技術企画室長	吉 田 和 弘
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
司法法制部参事官	小 林 隼 人
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房参事官（刑事担当）	神 渡 史 仁
矯正局成人矯正課企画官	川 野 道 史
矯正局成人矯正課企画官	佐 伯 温
矯正局少年矯正課企画官	藤 原 尚 子
保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所総務企画部副部長	川 淵 武 彦

出入国在留管理庁政策調整室長
公安調査庁総務部総務課企画調整室長

稲垣 貴裕
田中 國雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長
秘書課補佐官

東郷 康弘
井上 普文

4. 議 題

- (1) 令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)について
- (2) 法務省における政策形成・評価の今後の在り方について

5. 概 要

議題(1)

令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)について、各委員から意見を聴取した。

議題(2)

事務局から、政府全体の政策形成・評価の在り方に関する検討状況や「法務省政策評価に関する基本計画」の見直しの方向性について説明を行うとともに、基本計画の見直しの方向性について各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

議題(1)

別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」のとおり。

議題(2)

法務省における政策形成・評価の今後の在り方については、引き続き、政府における政策形成・評価の在り方に関する議論も踏まえながら、更に検討を進め、次回(令和5年2月開催予定)の政策評価懇談会において、基本計画の見直しについて報告すること。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	大沼委員	P 6 4. 評価結果等	カルロス・ゴーンの逃亡事件のようなことを防止するため、どのような体制作り、予算措置を講じたのか教えていただきたい。	<p>令和3年10月、法制審議会から、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備について答申がなされました。</p> <p>この答申には、GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設などが盛り込まれており、現在、法務省では、この答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めているところです。</p> <p>なお、令和4年度における本施策に係る予算としては、諸外国におけるGPSにより保釈中の被告人等の位置情報を取得・把握する制度及び運用に関する調査研究等旅費など約4百万円が予算措置されています。</p>
2-1	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P 11 達成すべき目標	<p>達成すべき目標の中に「女性法曹の増加のための施策」という視点を明記して、法曹養成制度の充実を図るべきではないでしょうか。</p> <p>ロースクールの定員に占める女性割合が34パーセント(2020年)なのに、合格者に占める女性割合は25パーセントです。合格率に歴然とした差があります。</p> <p>これについて、原因究明をし、対策を検討実施することは、法務省の責任ではないでしょうか。</p> <p>(以下、内閣府の男女共同参画白書の司法分野における女性割合のページ)</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>(追加質問)</p> <p>検討されている「必要な取組」について、具体的に明らかにしていただければと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、ロースクールの定員に占める女性割合と司法試験の合格者に占める女性割合には差があります。しかしながら、司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられている事柄であり、また、試験の具体的な問題作成については、司法試験考査委員に委ねられている事柄であることから、法務省として、お答えすることは差し控えていただきます。</p> <p>もっとも、御意見を踏まえ、男女問わず、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、文部科学省を始めとする関係機関等と連携して、必要な取組を行ってまいります。</p> <p>法務省では、これまでも法曹養成制度改革連絡協議会において司法試験の結果等に関する意見交換等を実施しているほか、関係機関等とも連携し、法科大学院教育等を一層充実させるための支援や改正法により新たに設けられた「3プラス2」の制度(法学部3年と法科大学院2年のルート)の更なる周知を行うとともに、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などにも取り組み、より多くの有為な人材が法曹を志望する環境作りに努めております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
3-1	法教育の推進	篠塚委員	P27〔測定指標3〕 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	日本の学校制度において、教科と、総合的な学習や特別活動は、位置づけが異なっています。総合的な学習や特別活動ではなく、「教科」に位置付けるべきです。法務省職員の皆さんだけでなく、もっと法曹三者、特に弁護士を招いて実際の法教育授業を実施すべきです。そのための予算も要求して確保すべきであると考えます。	法教育(法に関する教育)は、小・中学校の「社会科」及び高等学校の「公共」といった既存の複数の教科と密接に関連付けられており、そうした教科に関する授業や総合的な学習の時間、特別活動等の中において実施されているものと認識しております。文部科学省とも連携し、学校教育における法教育が一層浸透するよう、取り組んでまいります。また、学校現場と法律専門家との連携につきましては、法務省だけではなく、日本弁護士連合会や各地の弁護士会・裁判所・検察庁等においても取組が進められており、法律専門家による出前授業や関連イベントが企画・実施されているものと認識しております。今後も、法曹三者の積極的な協力が得られるよう、必要な取組を進めてまいります。
3-2	法教育の推進	宮園委員	P27〔測定指標3〕 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	裁判員裁判に関しては、高校生の模擬裁判選手権等も行われており、こうしたものとのタイアップ等も考慮してよいのではないかと。また被害者の視点を入れた法教育、DVや性暴力被害を配慮した人権教育なども今後取り入れていただきたい。	日本弁護士連合会主催の高校生模擬裁判選手権につきましては、法務省も共催しており、司法法制部が窓口となって検察官等の法律専門家を審査員として複数派遣するなどの協力を行っております。今後も引き続きそうした関連イベントの企画・実施等について関係機関等と相互に連携を行いながら、法教育の推進に取り組んでまいります。また、法教育の目的の中には、個人の尊厳や法の支配といった憲法や法の基本原理を理解させることも含まれております。自分の権利だけでなく、他者の権利も同じように尊重される必要があることについての理解を深めるに当たって、御指摘いただいた視点等も参考にさせていただきながら、法教育を一層推進してまいります。
4-1	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	大沼委員	P32〔測定指標1〕 国際仲裁の広報・意識啓発	国際仲裁は、その利点、長所が十分には周知されていない状況にある。外国会社との契約では裁判管轄とは別に国際仲裁条項を入れるようひな型にも記載することを奨励すべきだし、仲裁合意書のひな型の活用も推奨すべきではないか。また、適正な利用に向けてのマニュアル作りも検討してはどうか。	国際仲裁の利点、長所を周知するため、法務省及び日本国際紛争解決センター(JIDRC)において、他の省庁や国内関係機関と連携しながら、国内外の企業に対して、国際仲裁の重要性や我が国の魅力を発信するセミナーを数多く実施しており、その中では、日本商事仲裁協会(JCAA)のモデル条項を紹介するなどしながら、具体的に、契約における国際仲裁条項の書き方や、国際仲裁手続の利用における留意点についても説明をしています。今後は、御示唆いただいた点も踏まえて、国際仲裁の利用促進につなげることをさらに意識しながら、効果的な周知、啓発の方法を検討し、努力を続けてまいります。
5-1	検察権行使を支える事務の適正な運営	朝日委員	P37 施策の予算額・執行額等	令和3年度の補正予算が大きく増加している理由と、それが取り組みや効果にもたらす影響はどのようなものでしょうか？	検察総合情報管理システム(以下「検察システム」といいます。)の再構築に係る経費が計上されているためです。検察システムは、捜査・公判及び検務事務等に関する情報を総合的・一元的に管理・共有するシステムであるところ、検察システムの再構築を実施することにより、検察システムの品質・安全性、利便性が向上するなどし、迅速かつ、より適正な検察権の行使に資するものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-2	検察権行使を支える事務の適正な運営	大沼委員	P37〔測定指標1〕 デジタルフォレンジック研修	デジタルフォレンジック研修は重要だが、外部、例えば企業に対してはどこまでの情報提供、広報活動、研修などがなされているのかが不明である。「パケットキャプチャ」をネットワーク内に仕掛けしておくこと、その調査、分析を容易にできるような体制作りと捜査の必要が生じたときの協力体制作りなどにどれだけの予算を充て工夫をしているかを教えていただきたい。	<p>具体的捜査体制の詳細については、捜査活動の内容に関する事柄であることから、お答えいたしかねるにつき御理解いただきたく存じますが、外部機関との連携や協力体制作りについては、日進月歩の情報通信ネットワークを背景に複雑・巧妙化するサイバー犯罪に対処するに当たり、重要な観点であると考えているところです。</p> <p>加えて、平成29年度から、検事をサイバー犯罪対策に関わっている団体へ派遣しており、今後も派遣を継続することを検討しているほか、令和3年4月には、正にそのような官民連携強化を図るために、検察庁にJPEC（先端犯罪検察ユニット）が立ち上げられました。</p> <p>JPECにおいては、そのような官民連携強化のため、既に多くの民間事業者・関係団体との間でサイバーセキュリティやサイバー犯罪捜査等に関する意見交換等を展開しています。</p> <p>また、検察事務官についても、令和4年度からサイバーセキュリティ関連企業への派遣を開始したところです。同時に、そのような専門企業から、専門的知見を有する者を検察職員として一時的に採用することができないかという観点でも検討を行っています。</p> <p>今後とも、専門的な知見を有する外部機関と適切に連携して、サイバー犯罪に対処してまいりたいと考えています。</p>
5-3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P38〔測定指標2〕 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（%）	研修の対象は被害者支援員とのことであるが、研修の参加者は毎年変わるのだろうか？この研修の目的は、被害者支援のスキルの向上にあるのか、被害者支援の均一化にあるのか、前者であるなら、フォレンジック研修のように、段階的な研修内容にすべきであるし、後者であるなら、支援員全体、あるいは地区ごとの参加率も指標として明示すべきではないか。	<p>本研修には、全国の各地方検察庁から被害者支援員等が参加しており、その中には、以前の研修にも参加した者も一部含まれております。</p> <p>本研修は、現に被害者支援活動等に従事する職員の知識・技能の向上を図るために実施しているもので、スペシャリストとしての担当者を養成するものですが、被害者支援は、検察庁職員として様々な場面で必要であり、そのような意味においては、できるだけ多くの職員に知識・技能を身に付けさせることも期待されるものです。</p> <p>本研修は、各庁からその規模に応じて代表者1名ないし数名を選定して研修に参加させ、例年概ね約65名の職員が参加しています。</p> <p>研修員を拡大することについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンラインでの実施を余儀なくされているところ、令和4年度においては、各地方検察庁に対し、研修員以外にも、被害者支援等に携わる職員にも幅広く聴講することは差し支えない旨を連絡しています。</p> <p>また、研修員においても、自庁でのフィードバックが重要であると考え、実際にフィードバックがなされているものと承知しています。</p> <p>このように、本研修は、被害者支援員を含む被害者支援等に携わる職員が幅広く参加しているものであり、支援員全体における参加率などを指標とする予定はありませんが、引き続き、被害者支援員を含む被害者支援に携わる職員の知識・技能の向上を図るため、努めてまいりたいと考えています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-1	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	朝日委員	P122【測定指標5】 少年院における就労支援実施人員の割合及び参考指標	参考指標のうち事業主による採用面接実施人員が横ばいであるのに対し、就労支援スタッフによる面接等実施人員が減少しているのはどのような理由によるものでしょうか。評価結果の説明では就労支援に力を入れていることが理由のひとつとされているが、その影響はどの程度大きいのでしょうか。	「事業主による採用面接実施人員」については、就労支援の対象者のうち、少年院在院中に採用面接に至った者の数を計上しており、御指摘のとおり、おおよそ横ばいとなっております。一方で、「就労支援スタッフによる面接等実施人員」については、支援対象者であるか否かを問わず、就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導を受けた人数(延べ人数)を計上しているところであります。 この点、「就労支援スタッフによる面接等実施人数」が令和2年から大きく減少していることについては、当該人数は延べ人数で計上していること、また、平成29年以降、少年院出院者数が毎年減少していること等が影響していると推察されます。 また、修学支援については、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために、通信制高等学校と連携したモデル事業の実施や、少年院内において高等学校卒業程度認定試験を実施しているところであり、それによって就労希望者や進学希望者の人数の増減に大きく影響を及ぼしているとも言えないものの、個々の在院者のニーズに合わせて適切な支援ができるよう、引き続き、就労及び修学支援の充実に努めてまいります。
7-2	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	井上委員	P121【測定指標4】 刑事施設における就労支援実施人員の割合	令和2年の達成率が18.6パーセントに対し、令和3年は19.9パーセントとなり、目標達成していると思われるが、「未達成」としている理由を教示されたい。	測定指標4については、令和2年及び令和3年の年ごとの目標値を設定しているところ、令和3年は「対2年増」という目標値を達成しているものの(実績値19.9パーセント>目標値18.6パーセント)、令和2年は「対元年増」という目標値を達成できなかったことから(実績値18.6パーセント<目標値19.8パーセント)、「未達成」としたものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	篠塚委員	P119【測定指標1】 受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化 P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化	<p>性犯罪・性非行のアセスメント+プログラムですが、年間500人前後というのは、罪名が性犯罪の者全員に実施できているのでしょうか。仮に、全員カバーできていないのであれば、早急に規模を拡大すべきと考えられますが、全員実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監中のプログラムを、出所後も継続フォローできるようにしているのでしょうか。自主サークルがあるのはごく一部の地域とのことなので、出所後フォローを全国で受けられるようにするのが大切であると考えますが、実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監者自身が、何らかの暴力を受けて育った経験を有することも多いので、ゆくゆくは就職の適性アセスメントと同様に、性暴力のアセスメントも、在監者全員に受けさせるようにすべきではないでしょうか。他罪名で収監されている者にも、出所後の社会生活(一般社会ではジェンダー平等にシフト)を円滑にさせる観点からはアセスメントを全員実施して、男尊女卑の傾向・暴力的傾向に手当てすることが、出所後のトラブル・怨恨の芽を摘むことにつながると思われます。</p>	<p>について 性犯罪の罪名である者については、全て性犯罪再犯防止指導のスクリーニングの対象としており、当該スクリーニングや更なる専門的な調査の結果、同指導が必要と認められた者については、受刑期間中に計画的に指導を実施しています。また、同指導の対象者の選定は、性犯罪の再犯の可能性の高さや問題性の大きさの観点を重視していることから、性犯罪の罪名ではない者も、その必要が認められれば受講対象としています。</p> <p>なお、(1)重度の身体疾患、精神疾患により治療が優先される者、(2)日本語能力等に問題があり、精密な調査や指導を受けることが困難である者、(3)刑期が不足している者などは同指導の対象から除外しています。</p> <p>について 刑事施設におけるプログラムの実施結果等は、保護観察所等に引き継ぎ、保護観察所においては、引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、施設内処遇から社会内処遇まで、一貫性のある指導を実施できるようになっています。また、令和元年度から令和2年度にかけて開催された性犯罪者処遇プログラム検討会における議論の結果等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の一層の連携を図るためのプログラムの改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。</p> <p>なお、法務省では、刑事司法手続終了後も、矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地域においても地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムが必要と考えており、本年度中の策定に向けて調査研究事業を実施中です。</p> <p>また、少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。</p> <p>について 刑事施設においては、全受刑者に対し、処遇調査を通じて犯罪の背景にある問題性についての調査を行っており、同調査を通じて、性犯罪の罪名でない者であっても、例えば、再犯を防止するために、粗暴性の高さ、暴力的傾向の強さの改善が必要であると判断した場合には、これに応じた指導等を実施しています。引き続き、処遇調査を通じて、受刑者の有する特性や再犯につながりやすい問題性を特定し、必要な指導ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、少年院においては、少年調査記録や面接等を踏まえ、全在院者に対して個人別矯正教育計画を策定しており、当該計画では、本件非行名にかかわらず、認知の偏り等により、暴力又は暴力的な言動による問題解決を図ろうとする構えが強い者へは、これを改善するための指導等を実施しています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-4	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化 (性犯罪プログラムについて)	性犯罪プログラムについて、保護との連携割合等も検討してよいのではないか？ プログラムの内容の検証も定期的にも実施すべきではないだろうか。 プログラム受講者の刑務所再入所率を指標にいれるべきではないか。さらに、少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率(性犯罪による)も指標に入れてよいように思うが。	<p>【保護との連携割合】 少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。処遇の充実に向け、より一層の保護官署との連携に努めてまいります。</p> <p>【効果検証】 少年院においては、令和2年度にこれまでの研究結果を踏まえて総括的な分析・検証を実施し、性非行防止指導に一定の指導効果があったと考えられていますが、引き続き、プログラムの効果検証を通じて、指導内容の充実に努めてまいります。</p> <p>【プログラム受講者の刑務所再入所率】 刑事施設において性犯罪者処遇プログラムを受講した者のうち、仮釈放者については、その実施結果等を保護観察所に引き継ぎ、原則として、保護観察所において引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、矯正と保護とで連携してプログラムを実施しています。 また、刑事施設においては、継続的にプログラムの検証を行っており、これまで平成24年12月と令和2年3月に、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」として、その結果を公表しているほか、矯正局と保護局が合同で、令和元年度から令和2年度にかけて、有識者による性犯罪者処遇プログラム検討会を開催したところです。刑事施設においては、令和2年3月に公表したプログラムの検証結果や検討会での議論を踏まえ、統計的に処遇効果が確認できない対象者群への指導の強化や刑事施設と保護観察所との一層の連携を図るためのプログラムの内容の改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。 なお、受刑者ごとに処遇プログラムの受講時期と出所時期が異なり、また、出所後の追跡期間も数年単位で必要となるなど、処遇効果を検証するには一定の条件や期間が必要であることから、年度ごとに実施する本政策評価の指標に再入所率を設定することはなじまないものと考えますが、引き続き、再犯防止に資するよう、再犯状況を踏まえた処遇プログラムの効果検証は進めてまいります。</p> <p>(次ページに続く。)</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
					<p>【少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率(性犯罪による)】 少年院において、性非行防止指導受講者の性犯罪による刑事施設への入所率を測定することは可能であるものの、正確なデータを報告するためには、データ収集方法を精査する必要がありますので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、性非行防止指導受講者の刑事施設入所率を測定指標とするにあたっては、同指導を受講した群と受講しなかった群を比較することが考えられますが、性非行少年の刑事施設入所率が低ければ、指導効果の差が統計的に見だしにくい結果も想定されるため、この点についても留意しながら検討を進めてまいります。</p>
7-5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P121、122[測定指標4、5] 就労支援プログラム	就労支援プログラムを受講した者の刑務所再入所率も指標にいれるべきではないか(この割合が低ければデジスタンス研究の一つの指標になるように思う。)	委員御指摘のとおり、就労支援を受けた者の刑務所再入所率は、就労支援の効果を評価するに当たり、重要な指標と考えられることから、指標に追加することについて、前向きに検討したいと考えております。
8-1	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P127 施策の予算額・執行額等	繰越し等の理由について教えてください。施策目標の達成への影響があるでしょうか。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足により、機器提供に時間を要することが判明し仕様を再検討する必要が生じたことによる計画変更等を理由として繰越しています。また、その他の年度についても、導入機器の要件見直しに伴う整備計画の変更等、計画に関する諸条件や、一部部材の入手難による整備計画の変更を理由に繰越しておりますところ、施策目標の達成には大きな影響はありません。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
9-1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P141 施策の予算額・執行額等	令和4年度のデジタル庁関係の予算額が大幅に増加しているが、どのようなものをどれだけ購入し、どのような効率アップがなされているか教えていただきたい。	本施策に係るシステム関係経費については、令和3年度までは法務省の予算として計上していましたが、令和4年度からデジタル庁の予算として計上しているため、その額を内数として括弧書きで表示しています。 なお、令和4年度については、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に必要な戸籍情報連携システム等を構築するための経費が主に増加しています。令和5年度末以降、本システムを活用することにより、行政手続における戸籍証明書の添付省略を実現する予定です。
9-2	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	篠塚委員	P142【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	海外で婚姻した日本人同士の夫婦の、婚姻有効確認判決を受けて、婚姻届けを提出したが、不受理とされたというニュースが出ています。 婚姻有効確認判決を受けて、戸籍システムの改修は検討されているのでしょうか。	御指摘の「婚姻有効確認判決」につきましては、令和3年4月21日に東京地方裁判所で言い渡されたものであると認識しています。同判決は国が全面的に勝訴したものであり、単にその理由中において、我が国においても暫定的な状態で婚姻が有効に成立しているとの判断が示されていますが、法務省としては、このような場合には、そもそも我が国において婚姻が有効に成立しているとは考えておらず、この訴訟においてもその旨の主張をしていたものです。 したがって、現時点で、戸籍情報システムの改修を検討する段階にはないという認識です。
10-1	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	朝日委員	P150【測定指標2】 在留資格取消件数 P150【測定指標3】 違反事件数	評価結果の説明によれば、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、在留資格取消の潜在的な対象そのものが減少しています。これによる目標未達成が施策実施プロセスとは関係のない外部要因によるものであるならば、測定指標を対象見込み(入国者数など)に対する割合などにしたほうが、取り組みや体制の適切さとの関係がより把握しやすいのではないのでしょうか。 (違反事件数も同様の趣旨です。)	【測定指標2について】 在留資格取消件数の減少は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化だけでなく、帰国困難者に係る特例措置の影響などさまざまな要因によるものです。新型コロナウイルス感染症拡大という外部要因が著しく影響した令和3年の件数は特殊な事情における実績値であることから、在留資格取消に関する測定指標については従前の評価方法を維持しています。 【測定指標3について】 目標の設定には様々な要因を踏まえ、その都度設定をしているところ、現在我が国の不法残留者数は、約6万7,000人(令和4年1月1日現在)と、依然として多くの不法残留者が存在しているため、不法滞在者対策の達成状況を測る上で、不法滞在者に対し、退去強制手続を執った件数である違反事件数が、現状において適切な測定指標と考えます。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-2	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>政策評価に当たっては、設定目標が引き起す副作用・弊害を直視すべきです。2021年3月6日に名古屋出入国在留管理局におけるウイシュマ・サンダマリさんが死亡した件に照らして、このような設定目標は見直すべきではないでしょうか。</p> <p>これに関連して、平成30年8月24日付「送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について(通知)」では、「送還忌避者を縮減するため、法務省入国管理局警備課(以下、『本省警備課』という。)において設定した縮減目標について、入国管理官署は、各項目ごとに毎月の縮減目標値を設定し、その目標値に向かって業務遂行する。目標値が達成できない場合については、その原因を分析の上、目標値が達成できるように業務の見直し等を行い、最終的に全国の送還忌避者を縮減することを目的とする。」とされています。</p> <p>現在も、実務は、この通知に従って運用されているのでしょうか。ただし、この通知はすべてが開示されているわけではなく、政策評価のために必要な黒塗り部分も開示すべきではないでしょうか。</p> <p>そもそも送還を拒否している人達は様々な理由を抱えており、その個別の事情を捨象して、数値目標ありきという方向性を設定したのは、人権保障への配慮に欠けるとの誹りを免れないのではないのでしょうか。</p> <p>上記死亡事件に関して、出入国在留管理局が2021年8月に公表した最終報告書58頁では、同氏の仮放免を認めなかった理由として、「仮放免を許可すれば、ますます送還困難になる。一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり。」との記述があり、上記の設定目標及び通知の基本となっている削減目標達成を必須のものとして人権保障への配慮に乏しい考え方の問題性を明らかにしているように思えます。</p> <p>(追加質問)</p> <p>平成30年8月24日付通知の黒塗り部分について、情報公開法5条の非開示事由に該当するから政策評価にあたっては開示しないということですが、それでは、適正な評価ができないことになりませんか。もうすこし工夫があってもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>不法滞在者を摘発した場合、退去強制手続を執ることにありますが、同手続において、在留を希望する者に対しては、その理由等を十分に聴取し、慎重に審査した上で、特別に在留を許可すべき事情があると認めるときには、在留特別許可を与えています。</p> <p>その上で適法に退去強制手続を進めた結果、退去強制令書が発付された者については、人権には配慮しながら、法令に従い、適正、かつ迅速に送還を実施していくことが、法治国家として、また、安全・安心な社会を実現する上で、重要であると考えており、当庁では適宜目標設定等を行いながら、送還忌避者の縮減に向けて、取り組んでいます。</p> <p>なお、御指摘の通知には、当庁が行う退去強制手続に係る留意点等が記録されているところ、これは行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものです。</p> <p>そのため、たとえ政策評価に関連する部分であったとしても、当該部分を開示するのは適切でないと考えています。</p> <p>政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、政策評価懇談会を開催しており、そのために必要な資料を提供することは重要であると考えております。</p> <p>今回御指摘いただいた通知は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものであることから、外部に公開できるものではないと考えております。また、政策評価懇談会の資料は当省ホームページにおいて公開する取扱いとなることも勘案すると、今回、提供することができないものと考えております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-3	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>仮放免の手続は、申請側に時代にそぐわない過大な負担を強いています。これも設定目標が引き起す副作用・弊害と考えられます。例えば、仮放免許可申請(入管法54条)は、ネットによる申請はおろか、一般には郵便による申請すら許されていません(日本弁護士連合会との協議によって弁護士のみ郵送可)。牛久の入国管理センターに収容されている夫のために大阪在住の妻が郵送で仮放免許可申請書を送付したところ、受け付けず、持参するように言われたという報告もあります。</p> <p>また、仮放免許可がされた場合の保証金納付は、電子納付はおろか、振込すら認められず、納付書を入管で一度受領し、その後現金を指定された日銀代理店に持参、納付後証明書を再度入管に持って行かなくてはなりません。</p> <p>2020年7月17日には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、2021年にはデジタル庁が設立された国で、このようなアナログな方式を残存させているのは恥ずかしいことだと思います。</p> <p>改善に努力されているのであれば、このような扱いの解消時期を明らかにしていただければと思います。</p> <p>(追加質問)</p> <p>オンラインによる在留資格変更申請では、外国人本人の身元引受書をPDFで提出できます。実印での押印や印鑑証明の提出など求められていません。無論、身元引受人と本人との関係性は重要です。郵便が手間が掛かるならネット申請を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>仮放免の保証金納付について振込を検討されているというのは改善だと思います。</p> <p>しかし、様々な公的資金がPay-easyを利用したネット納付やクレジットカード決済ができるようになってきている時代です。すこし時代に取り残されているように感じます。せめて他の省庁並のものを目指すべきではないでしょうか。</p>	<p>仮放免は、退去強制手続において収容されている者について諸般の事情を総合的に考慮し、一時的にその収容を解く制度であるところ、その制度の性質上、仮放免許可申請者の本人確認及び被収容者との関係性の確認は重要な確認事項です。加えて、郵送による取扱とした場合、関係書類の作成等に誤りが生じているときには、かえって訂正や再作成を求めるために多大な時間を要することとなり、この種の手続に精通している弁護士以外から郵送での申請を受け付けることは困難であると考えています。</p> <p>なお、保証金の納付手続については、市中銀行への保証金の振込納付を可能とする運用を検討しています。現時点において運用開始時期を明らかにすることは困難ですが、関係各所と具体的な運用方法に係る調整を行うなど運用開始に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>法務省としても、手続の利便性の向上を図ることの重要性は認識しているところ、オンライン申請の導入や保証金納付のキャッシュレス化の推進に当たっては、相当な費用が必要となることから、利用件数や費用対効果などの観点からも検討が必要になります。</p> <p>御指摘の手続についても、貴重な御意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>